

板橋区認定こども園（幼保連携型以外） 指導検査基準

認定こども園（地方裁量型）については、この他に以下の指導検査基準を準用する。

【地方裁量型】児童福祉法に基づき東京都福祉保健局が作成する最新の
東京都認証保育所指導監督基準（令和7年1月14日適用）

令和7年4月1日適用

板橋区

認定こども園（幼保連携型以外）指導検査基準

〔凡例〕 以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成18年法律第77号「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」	認定こども園法
2	平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」	府省令
3	令和4年3月29日板橋区規則第33号「東京都板橋区就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則」	法施行細則
4	令和4年3月15日東京都板橋区条例第17号「東京都板橋区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」	区条例
5	令和4年3月29日東京都板橋区規則第36号「東京都板橋区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例施行規則」	区規則
6	令和4年6月13日区長決定「東京都板橋区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認可等事務取扱要綱」	事務取扱要綱

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	認定こども園法や、これに基づく認定基準等に違反する場合（軽微な違反の場合は除く。）は、原則として「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	認定こども園法やこれに基づく認定基準等以外の法令又は通達等に違反する場合（軽微な違反の場合は除く。）は、原則として「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、認定こども園法やこれに基づく認定基準等に違反する場合であっても、軽微な違反に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	認定こども園法や、これに基づく認定基準等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

目

1 運営状況等

- (1) 認定内容の変更・・・・・・・・・・ 1
- (2) 運営状況の報告・・・・・・・・・・ 1
- (3) 認定の辞退又は休止・・・・・・・・ 1
- (4) 学級の編制・・・・・・・・・・ 1
- (5) 定員・・・・・・・・・・ 2
- (6) 教育及び保育を行う期間及び時間・・ 2
- (7) 情報開示・・・・・・・・・・ 2
- (8) 平等取扱い・・・・・・・・・・ 2
- (9) 虐待等の禁止・・・・・・・・・・ 2
- (10) 一般的基準・・・・・・・・・・ 3
- (11) 自動車を運行する場合の所在の確認・・ 3
- (12) 運営状況の評価等・・・・・・・・ 3
- (13) 認定証等の掲示・・・・・・・・ 3

次

2 職員の状況

- (1) 職員配置・・・・・・・・・・ 4
- (2) 園長・・・・・・・・・・ 5
- (3) 職員の資格・・・・・・・・・・ 5
- (4) 職員の資質向上・・・・・・・・ 6

3 建物及び設備

- (1) 建物設備の状況・・・・・・・・ 6
- (2) 設備の状況・・・・・・・・ 7

4 食事

- (1) 食事の提供・・・・・・・・ 8
- (2) 献立の作成・・・・・・・・ 8
- (3) 食育・・・・・・・・ 8

5 教育及び保育の内容

- (1) 従うべき要領等・・・・・・・・ 9
- (2) 子育て支援・・・・・・・・ 9
- (3) 衛生管理・・・・・・・・ 10

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 運営状況等 (1) 認定内容の変更	園の認定事項を変更しようとするときは、区長に変更届を提出しなければならない。 ＜変更届の提出が必要な事項＞ ① 設置者の名称(個人の場合の氏名変更を含む。) ② 設置者の代表者の変更(法人の場合に限る。) ③ 設置者の住所(法人の場合は所在地) ④ 認定こども園及び認定こども園を構成する施設の名称 ⑤ 認定こども園を構成する施設の所在地(住所)の表示 ⑥ 建物の規模、構造及び設備並びに屋外遊技場等 ⑦ 定員(総定員、受入枠、年齢区分、学級編制) ⑧ 認定こども園の長 ⑨ 教育及び保育の内容等又は子育て支援事業の計画 ⑩ 食事の提供形態等 ⑪ 認定こども園の保護者負担金 ⑫ 分園の設置、廃止又は休止 ⑬ その他施設概要に係る重要事項(開所日、開所時間等)	1 認定内容の変更を届け出ているか。	(1) 認定こども園法第29条 (2) 府省令第28条 (3) 事務取扱要綱第16条	(1) 認定こども園変更事項届出書を提出していない。	C
(2) 運営状況の報告	設置者は毎年、その運営状況を区長に報告しなければならない。	1 運営状況を報告しているか。	(1) 認定こども園法第30条	(1) 認定こども園運営状況報告書を区に提出していない。	C
(3) 認定の辞退又は休止	認定を辞退又は休止する場合、設置者は相当期間の余裕をもって区と協議し、入所児童の保護者及び入所希望の児童の保護者に十分な説明を行うとともに、辞退又は休止後に在籍する児童の適切な処遇を確保すること。	1 認定を辞退又は休止する場合の対応は適切か。	(1) 事務取扱要綱第18条	(1) 認定を辞退又は休止する場合の対応が不適切である。 ・区への協議期間 ・入所児童の保護者への説明 ・在籍児の適切な処遇確保	C
(4) 学級の編制	満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するものに共通の4時間程度の利用時間(以下「共通利用時間」という。)については、学級を編制するものとする。 ＜学級編制の基準＞ ① 1学級の子どもの数は、35人以下 ② 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編制する。	1 学級の編制は基準に則って、適切に行われているか。	(1) 区条例第4条 (2) 区規則第4条	(1) 学級の編制がなされていない。 (2) 学級の編制が基準に則っていない。	C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 定員	保育を必要とする子どもと保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもの受け入れ枠は、地域の実情に応じて定める。 ＜定員設定の要件＞ ① 幼稚園型認定こども園における保育を必要とする子どもの定員は6人以上とする。 ② 条例及び規則で定める職員配置及び施設設備の基準を満たす。 ③ ②を満たす範囲内で定員の弾力化は認められる。ただし、連続する過去2年度間常に定員を超えており、かつ各年度の年間平均在所率が120%以上の場合は、定員の見直しを図ること。	1 弾力定員の設定は適切か。	(1) 事務取扱要綱第5条	(1) 弾力定員の設定が不適切である。 ・職員配置及び施設設備の基準を満たしていない。 ・定員の見直し要件にあたるが、定員の見直しが行われていない。	C
(6) 教育及び保育を行う期間及び時間	保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を行う時間は、一日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して、認定こども園の長が定める。 また、開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労状況等の地域の実情に応じて定める。	1 保育時間の設定は適切か。	(1) 区条例第13条第1項、第2項	(1) 園則等で定める保育時間について、届出なく変更がなされている。 (2) 保育を必要とする子どもに対する保育時間について、家庭状況等が考慮されていない。	C C
(7) 情報開示	保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。なお、既存施設の設置者が認定こども園の認定を受けようとする場合は、在籍児童の保護者に対して、認定こども園の認定を受けることにより従来と異なる事項について十分に説明し、理解を得ること。	1 情報開示は適切か。	(1) 区条例第14条 (2) 事務取扱要綱第13条	(1) 情報開示が適切になされていない。 (2) 情報開示が不十分である。	C B
(8) 平等取扱い	児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭、保護者の所得が低い家庭の子ども、障害のある子どもなど、特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、区との連携を図り、当該子どもの受け入れに適切に配慮しなければならない。	1 家庭状況等によって、入所を拒んでいないか。	(1) 区条例第15条	(1) 家庭状況や児童の状況により、入所を拒む等の差別的な取り扱いを行っている。	C
(9) 虐待等の禁止	園の職員は、園の子どもに対し、次に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ① 子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 子どもにわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 ③ 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の子どもによる①、②又は④の行為の放置その他の施設職員等としての業務を著しく怠ること。 ④ 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	1 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 区条例第15条の2 (2) 児童福祉法第33条の10 (3) 児童虐待防止法第3条	(1) 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしている。 (2) 一部不適切な行為がある。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(10) 一般的基準	耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。なお、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、保険又は共済制度に加入することにより、適切な補償の体制を整えること。	1 耐震、防災、防犯等において適切な体制が整っているか。 2 事故発生時の補償を円滑に行うよう、保険又は共済制度に加入しているか。	(1) 区条例第16条第1項、第2項	(1) 耐震、防災、防犯等において適切な体制を整えていない。 (2) 子どもの健康及び安全を確保する体制が不十分である。 (3) 事故発生時に備え、保険又は共済制度に加入していない。	C B C
(11) 自動車を運行する場合の所在の確認	(1) 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。 (2) 通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外を有しないものその他利用の様態を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際の所在の確認を行わなければならない。 参考「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」(令和4年12月20日 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ編)	1 自動車への乗降車時に、子どもの所在を確認しているか。 1 「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合している見落とし防止装置が設置されているか。 2 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っているか。	(1) 区条例第16条の2 (2) 区条例第16条の2	(1) 自動車への乗降車の際に、子どもの所在確認をしていない。 (2) 自動車への乗降車の際に、児童の所在確認が不十分である。 (1) 送迎用バスに見落とし防止装置が設置されていない。 (1) 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っていない。	C B C C
(12) 運営状況の評価等	自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。	1 自己評価、外部評価を行っているか。 2 評価の結果を公表しているか。	(1) 区条例第17条	(1) 自己評価又は外部評価を行っていない。 (2) 評価の結果を公表していない。	C B
(13) 認定証等の掲示	建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨を掲示をしなければならない。	1 認定こども園である旨を掲示しているか。	(1) 区条例第18条	(1) 認定こども園である旨を掲示していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
2 職員の状況 (1) 職員配置	園には園長及び保育従事職員(子どもの教育及び保育に従事する者)を置かなければならない。 園には調理員を置かなければならない。ただし、調理業務を全部委託する園に当たっては、調理員を置かないことができる。 職員の配置は、認定こども園を構成する施設の職員配置基準に加えて、次の基準を満たさなければならない。 <構成施設の基準に加えて満たすべき基準> (1) 区規則第5条第1項に規定する保育従事職員の数は、定員及び在籍している子どもの数のそれぞれについて算出し、いずれか多い方とする。 ただし、園の開設後において、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)により定める利用定員(以下「利用定員」という。)を定員と異なる人数に設定した場合においては、利用定員及び在籍している子どもの数のそれぞれについて算出し、いずれか多い方の数とする。 利用定員について保育従事職員の数を算出する場合においては、利用定員を区規則第5条第1項に規定する子どもの年齢別に当てはめた上で算出する。また、開所時間中においては、現に登園している子どもの数に対して、区規則第5条第1項により算出した数以上の保育従事職員を置かなければならない。 (2) 専任の担任 各学級に1人以上 (3) 配置職員総数 (1)について、区規則第5条第1項に規定する子どもの年齢別に、同項に規定する職員数の基準となる児童数で除し、小数点以下二位で切捨て、合算した数値を四捨五入して得た数とする。ただし、規定する方法により算出した満3歳以上児の保育従事職員数の合算が(2)の学級担任数より少ない場合は、同様に算出した満3歳未満児の保育従事職員数の合算(小数点以下四捨五入)に学級担任数を加えた数とする。 職員の配置は常時2人を下回ってはならない。ただし(1)の結果、必要とする保育従事職員の数が1人となる場合は、うち1人は区長が幼稚園教諭または保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者となることができる。 <区長が認める者> 次の①から③のいずれかに該当する者(認可保育所と同様であり、施設長及び設置者代表者による能力確認が必要である。また、設置者はこの者の保育士資格取得支援に努め、乳幼児の保育に関する研修受講を促す必要がある。)	1 職員配置は適正に行われているか。	(1) 区条例第5条 (2) 区規則第5条、附則第2項 (3) 事務取扱要綱第6条	(1) 職員配置が適正に行われていない。 (2) 児童が少ない時間の職員配置が不適切である。(常勤保育従事職員1名が配置されていない。他1名について、子育て支援員に該当しない。等) (3) 児童が少ない時間の職員配置について、子育て支援員の能力確認がなされていない。	C C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	① 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設等、児童福祉法第6条の3第8項、第10項、第12項に係る事業又は東京都認証保育所事業実施要綱(平成13年5月7日付12福子推第1157号)に基づく認証保育所のいずれかで、継続して1年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者。なお、継続して勤務した期間中の勤務実績は、少なくとも月平均80時間以上とする。 ② 児童福祉法第6条の3第9項に定める家庭的保育者 ③ 子育て支援員研修事業実施要綱(平成27年5月21日雇児発0521第18号)に基づく子育て支援員研修(子育て支援員専門研修(地域保育コース)のうち選択科目を地域型保育とする研修)を修了した者				
(2) 園長	(1) 園長は、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行う。 (2) 幼稚園型のうち、並列型及び年齢区分型においては、幼稚園又は保育機能施設の施設長とは別に園長を置くほか、これらの施設長のいずれかが園長を兼ねることができる。 (3) 園長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう、管理及び運営を行う能力を有しなければならない。	1 園長は適切に管理運営業務を行っているか。	(1) 区条例第12条	(1) 園長が管理運営業務に専念していない。(設置者代表者との兼務を除く。)	C
(3) 職員の資格	(1) 満3歳未満の子どもに対する保育従事職員 保育士(当分の間、1人に限って、当該園に勤務する保健師、助産師又は看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。) ただし、幼稚園型及び地方裁量型においては6割以上が保育士であればよい。それ以外の者は、意欲、適正、能力等により適当と認められる者である必要がある。 この「6割以上が保育士」に該当する者は、常勤の保育士等である必要がある。 <常勤> 各施設の就業規則等で定めた常勤のうち ① 期間の定めのない労働契約を結ぶ者(ただし、1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。) ② 労働基準法施行規則により明示された就業場所が当該施設であり、かつ、従事すべき業務が教育及び保育であるもの。 ③ 1日6時間以上かつ月20日以上常態的に勤務し、社会保険の被保険者である者。 (2) 満3歳以上の子どもに対する保育従事職員 幼稚園教諭かつ保育士(配置困難な場合はいずれかで可) 共通利用時間以外については保育士とし、(1)のただし書き等は同様に適用する。	1 必要な資格を有する者が配置されているか。	(1) 区条例第6条 (2) 区規則第6条、附則第2項・第3項 (3) 事務取扱要綱第6条、第7条	(1) 必要な資格を有する者が配置されていない。 ・満3歳未満児の子どもに対する保育従事職員の6割以上が保育士 ・【共通利用時間以外】満3歳以上の子どもに対する保育従事職員の6割以上が保育士 ・【共通利用時間】満3歳以上の歳児別の各学級に、専任の学級担任として幼稚園教諭を配置(認定当初であれば幼稚園教諭資格の特例要件あり)	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 職員の資質向上	(3) 学級担任 幼稚園教諭(認定こども園としての認定当初であれば、幼稚園教諭資格の特例要件あり) 保育従事職員の質の向上を図らなければならない。 ＜資質向上のための留意事項＞ 一 保育従事職員は自らその資質向上に努めること。 二 園長は、保育従事職員が日々の指導計画の作成、教材準備、研修等に必要な時間を確保できるよう、午睡の時間、職員の勤務体制、職員の配置等、様々な工夫を行うこと。 三 園は、教育及び保育並びに子育て支援事業等の多様な業務に資するよう、園長を含めた職員に対する園内外での適切な研修計画を作成し、研修を実施すること。 四 幼稚園教諭と保育士との相互理解を図ること。 五 園長は、一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用していく調整能力を向上させること。	1 園として、保育従事職員の資質の向上を図っているか。 2 園長は、保育従事職員が資質向上に必要な時間を確保できるよう、勤務体制や職員配置等で工夫を行っているか。 3 園として、園長及び保育従事職員が園外の研修に参加し、園内で研修を実施するよう、適切な研修計画を作成しているか。 4 園として、幼稚園教諭と保育士との相互理解を図っているか。 5 園長は、認定こども園の役割を果たすよう、調整能力の向上を図っているか。	(1) 区条例第10条 (2) 区規則第9条	(1) 園として、保育従事職員の資質向上を図っていない。 (2) 園長が、保育従事職員の資質向上に向けた配慮を行っていない。また、認定こども園としての役割を果たすよう、調整を行っていない。 (3) 園として、適切な研修計画を作成していない。 (4) 園として、幼稚園教諭と保育士の相互理解を図っていない。 (5) (1)～(4)の取組みのいずれかが不十分である。	C C C C B
3 建物及び設備 (1) 建物設備の状況	1 建物等は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されていなければならない。ただし次の要件を満たす場合はこの限りではない。 ＜敷地が隣接しない場合の要件＞ 一 子どもの教育及び保育の適切かつ一体的な提供が可能 【一体的な提供】 ア) 幼稚園型(並列型)においては、共通利用時間として概ね4時間程度の、合同活動の時間が確保されていること。 イ) 幼稚園型(年齢区分型)においては、合同活動として、子どもの交流が行われていること。 ウ) 保育所型及び地方裁量型において分園方式で事業を行う場合は、上記アまたはイを満たしていること。 二 子どもの移動時の安全が確保されている 【安全が確保】 ア) 子どもが徒歩で移動する場合 ・直線距離で概ね300m以内かつ片道概ね10分以内 ・安全な経路がある(交通量が多い道路を横断しない等) ・子どもの移動時は複数の保育従事職員が引率 イ) 子どもが認定こども園専用車で移動する場合 ・片道概ね10分以内 ・安全な乗降場所の確保 ・運転手とは別に複数の保育従事職員が引率 ウ) 幼稚園型(年齢区分型)においては、幼稚園と保育所等が離れていることで保護者の不便にならないような対応をとること。	1 同一敷地内または隣接する敷地内に設置されていない場合に、要件を満たしているか。	(1) 区条例第7条第1項 (2) 事務取扱要綱第8条第1項 (3) 事務取扱要綱第8条第2項	(1) 同一敷地内または隣接する敷地内に設置されていない場合に、遵守すべき要件を満たしていない。 (2) 同一敷地内または隣接する敷地内に設置されていない場合に、遵守すべき要件への配慮が不十分である。(移動時の安全確保等)	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 設備の状況	1 幼稚園型の場合には、次の要件を満たさなければならない。ただし、共通利用時間以外の保育室の面積は、子ども1人につき1.98㎡以上とする。 ＜並列型・年齢区分型＞ 幼稚園設置基準第8条から第12条までに規定する設置基準を満たすこと。 ＜単独型＞ 上記設置基準を満たし、かつ、幼稚園設置基準第11条第5号に規定する給食施設を有する。	1 幼稚園型において、設置基準を満たしているか。また、在籍児に係る保育室面積は不足していないか。	(1) 区条例第7条第2項 (2) 区規則第7条第1項	(1) 基準面積が不足している。 (2) 幼稚園設置基準を満たしていない。(幼稚園型)	C C
	2 保育所型の場合には、東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条に規定する基準を満たすこと。	1 保育所型において、設置基準を満たしているか。また、在籍児に係る保育室面積等は不足していないか。	(1) 区条例第7条第3項	(1) 東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を満たしていない。(保育所型)	C
	3 認定こども園を構成する保育機能施設は、次に掲げる設備を備えなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、保育室と遊戯室を兼用できる。 ① 乳児室又はほふく室(満2歳未満児を入所させる場合) ② 保育室 ③ 遊戯室 ④ 屋外遊戯場(代替遊技場で可) ⑤ 医務室 ⑥ 調理室 ⑦ 便所(便所専用の手洗設備を設けること。)	1 必要な設備は備えられているか。 区に届け出ることなく、設備の設置状況を変更していないか。	(1) 区条例第7条第4項	(1) 必要な設備が備えられていない。 (区に届け出ることなく、設備の設置状況を変更している。)	C
	4 前項の①乳児室、ほふく室、②保育室、③遊戯室、⑦便所は1階に設ける。ただし、必要な設備要件を満たす場合は、二階以上に設けることができる。	1 区に届け出ることなく、設備の設置状況を変更していないか。	(1) 区条例第7条第5項 (2) 区規則第7条第2項 (3) 事務取扱要綱第9条	(1) 区に届け出ることなく、設備の設置状況を変更している。	C
	5 第3項に定める設備は、保育に適切なものとして以下に定める要件を満たすこと。 ＜保育に適切なものとして定める要件＞ 一 乳児室または保育室 満2歳未満の子ども1人につき3.3㎡以上 年度途中で弾力定員を適用する場合で、2歳以上児の定員を充足していない等により、保育面積全体は必要とする基準を満たしているものの、満2歳未満児室に限って基準を満たさない場合は、当該年度に限り、1人あたり2.5㎡以上とする。 二 保育室または遊戯室の面積 満2歳以上の子ども1人につき1.98㎡以上 三 屋外遊技場の面積 満2歳以上の子ども1人につき3.3㎡以上	1 保育に適切な面積を充足しているか。	(1) 区条例第7条第6項 (2) 区規則第7条第3項 (3) 事務取扱要綱第10条	(1) 保育に適切な面積を充足していない。 ＜例＞ ・柵等の設置により、保育室が縮小されている。 ・認定上の用途で施設を利用していない。	C
	6 非常口は、火災等非常時、子どもの避難に有効な2方向の避難経路を確保すること。	1 子どもの避難に有効な2方向の避難経路が確保されているか。	(1) 事務取扱要綱第9条第3項	(1) 子どもの避難に有効な2方向の避難経路が確保されていない。 (2) 子どもの避難に有効な避難経路の確保が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
4 食事					
(1) 食事の提供	1 保育を必要とする子どもに食事を提供するときは、自園調理を基本とする。ただし、以下の基準を満たす場合は、3歳以上の子どもに対する食事について園外で調理し、搬入する方法により提供することができる。調理等を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日付け児発第86号厚生省児童家庭局長通知)に留意すること。 ＜搬入方式とする場合の要件＞ 一 委託事業者との契約内容により、また、実際の体制においても、当該園の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を払うことができる。 二 献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる等、栄養士から指導が受けられる体制がとられている。 三 受託者は、給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有する。 四 受託者は、子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の確保等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができる。 五 園においては、食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき、食事を提供するよう努める。 2 上記により搬入方式とする場合は、調理室を備えないことができる。この場合において、当該認定こども園において行うことが必要な、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等を備える必要がある。 3 上記により搬入方式とする場合は、「保育所における食事の提供について」(平成22年6月1日付け雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に留意すること。	1 搬入方式の場合は要件を満たしているか。(受託者は適切か、管理者の関与は適切か、栄養士の指導はなされているか)	(1) 区条例第8条第1項、第5項 (2) 区規則第8条第1項 (3) 事務取扱要綱第11条3項	(1) 搬入方式の場合において、要件を満たしていない。 (2) 搬入方式の場合において、要件への適合が不十分である。 ＜例＞ ・当該園の関与が不十分 ・栄養士の指導が不十分 ・アレルギー対応等が不十分 ・受託者の業務遂行能力が不十分	C B
	2 上記により搬入方式とする場合は、調理室を備えないことができる。この場合において、当該認定こども園において行うことが必要な、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等を備える必要がある。 3 上記により搬入方式とする場合は、「保育所における食事の提供について」(平成22年6月1日付け雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に留意すること。		(1) 区条例第8条第6項 (2) 事務取扱要綱第11条2項 (1) 事務取扱要綱第11条1項	(1) 搬入方式の場合において、再加熱、保存、配膳用具等の設備が備え付けられていない。 (1) 搬入方式の場合において、厚労省通知への留意がなされていない。	C C
(2) 献立の作成	1 食品の種類及び調理方法について、栄養並びに子どもの身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によること。 2 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うこと。		(1) 区条例第8条第2項、第3項	(1) 献立の作成がなされていない。 (2) あらかじめ作成した献立に従った調理がなされていない。 (3) 保護者への献立の共有がなされていない。	C C B
(3) 食育	1 子どもの健康な生活の基本として、食を営む力の育成に努めること。		(1) 区条例第8条第4項	(1) 子どもの食を営む力の育成に努めていない。(箸などの用具の使用を進めていない、アレルギーではない偏食について、改善を図っていない 等)	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
5 教育及び保育の内容					
(1) 従うべき要領等	1 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえること 2 幼稚園教育要領に基づくこと 3 保育所保育指針に基づくこと 4 子どもの一日の生活リズム、集団生活の経験年数の違い等の認定こども園固有の事情に配慮すること	1 認定こども園として、要領及び指針を踏まえた教育及び保育活動がなされているか。 2 認定こども園固有の事情に配慮した教育及び保育活動がなされているか。	(1) 区条例第9条	(1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえた教育・保育がなされていない。 (2) 教育内容が幼稚園教育要領に基づいていない。 (3) 保育内容が保育所保育指針に基づいていない。 (4) 認定こども園固有の事情に伴う子どもへの配慮が不十分である。	C C C B
(2) 子育て支援	1 府省令第2条各号に規定する事業のうち、2以上の事業を行うものとする。 ＜規定する事業＞ 一 親子が相互の交流を行う場所を開設する等により、子育てに関する保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の援助を行う事業 二 家庭に職員を派遣し、子育てに関する保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の援助を行う事業 三 保護者の疾病等の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業(実施にあたっては条例及び規則に定める基準を満たすこと) 四 子育て支援を希望する保護者と、子育て支援の実施を希望する者との間の連絡及び調整を行う事業 五 地域の子育て支援を行う者に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業 2 子育て支援事業の実施にあたっては、保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを目的とする。 3 子育て支援事業の実施にあたっては、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らして実施が必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供しうる体制の下で行う。 4 子育て支援事業の実施にあたっては、地域の人材、社会資源等の活用を図るよう努める。	1 府省令第2条各号に規定する事業のうち、2以上の子育て支援事業を行っているか。 2 子育て支援事業は条例の趣旨に基づき、適切に実施されているか。	(1) 区条例第11条 (2) 事務取扱要綱第12条	(1) 2以上の子育て支援事業が実施されていない。 (2) 子育て支援事業の実施内容や、実施に当たったの配慮が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 衛生管理	1 子どもの使用する設備及び遊具等については、安全かつ衛生的に管理すること。 2 必要な医薬品その他の医療品を備えること。 3 調理・調乳を行う職員においては、「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」(平成13年8月1日付け雇児総発第36号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を遵守し、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底すること。 4 搬入方式による食事提供の場合も、給食の運搬手段等について衛生上適切な措置がなされていること。	1 子どもの使用する設備及び遊具について、安全かつ衛生的な管理がなされているか。 2 必要な医薬品その他の医療品を備えているか。 3 調理・調乳を行う職員について、検便や健康チェックを実施しているか。 4 搬入方式による食事提供の場合において、運搬時の衛生管理は適切にされているか。	(1) 事務取扱要綱第14条	(1) 設備及び遊具について、安全管理及び衛生的管理がなされていない。 (2) 設備及び遊具について、安全管理及び衛生的管理が不十分である。 (3) 必要な医薬品その他の医療品を備えていない。 (4) 調理・調乳を行う職員について、検便や健康チェックを実施していない。 (5) 調理・調乳を行う職員について、健康チェックの実施が不十分である。 (6) 搬入方式による食事提供の場合において、運搬時の衛生管理が適切になされていない。	C B C C B C